

# 研究ノート：グローバル市場における 知的所有権管理について（その4） — 貿易救済措置としての「1930年関税法337条」—

石川理那・梶浦雅己

## 目 次

はじめに

I. アメリカの貿易救済措置

II. 337条の歴史の変遷

III. 337条の概要

まとめ

## はじめに

アメリカで特許権等の知的財産権が絡む紛争が発生した際に、その紛争を持ち込む場所は2つある。一つが連邦地方裁判所であり、もう一つがITC(米国国際貿易委員会)である。訴訟が持ち込まれる数は、連邦地方裁判所の方がずっと大きいですが、近年、ITCに知的財産権が絡む紛争が持ち込まれる件数が大きく増加している。

紛争がITCに持ち込まれた場合、ITCは、1930年関税法337条(Section 337 of the Tariff Act of 1930: 以下「337条」とする)に基づく調査を開始する。337条は、「輸入貿易における不公正慣行」からの救済措置についての規定であり、具体的には、ITCに対して、米国への輸入における不公正慣行により米国の産業に損害が生じる恐れのあるときに、調査を行った上で、輸入品の排除、不公正慣行の差し止めを命じる権限を与えるものである。

337条手続きは、連邦地方裁判所での手続きと比較すると、かなり早く進む一方で、その調査の結果、その輸入貨物の行為が違法であると判断された場合には、強力な効果を持つ国境措置が救済

措置として発動される。ただし連邦地方裁判所における救済措置とは異なり、損害賠償は提供されない。

その一方でアメリカでは、337条に基づいて発動される措置は、エスケープ・クローズやアンチ・ダンピング、相殺関税等と同じ「貿易救済措置」(trade remedy measures)である。本稿では、貿易救済措置としての337条の概説をする。

## I. アメリカの貿易救済措置

日本の経済産業省は、貿易救済措置を「ルール違反による貿易政策・措置による被害に対し、WTO協定で認められた救済手段の一つ」であると説明し、ここでいう救済手段には、貿易救済措置の他にWTO紛争手続きに付託することを挙げている。

そして経済産業省は、ここで言う貿易救済措置として、セーフガード措置、アンチ・ダンピング関税措置、そして相殺関税措置を挙げている

が<sup>1)</sup>、これらはいずれも、何らかの事情で国内産業が輸入品の急増により損害を被った場合に、「機動的に」(contingent) 発動される措置のことである。そしてこれらの古典的な貿易救済措置には、3つの共通点がある。一つ目は不公正に輸入された貨物の存在であり、二つ目は国内産業に損害が生じていること、またはその恐れがあることであり、三つ目が救済措置として、その損害等を相殺するための追加関税付加という国境措置を提供することである<sup>2)</sup>。

その一方で、アメリカが貿易救済措置と位置づけるものは、この3つの古典的な措置には留まらない。アメリカが貿易救済措置と位置づけているものは、上記の3つの措置に加えて、次の場合、あるいはその場合に対処するために発動する措置である。すなわち、(1) 輸入貿易における知的財産権侵害とその他の不公正慣行、(2) 共産圏諸国からの輸入による市場攪乱、(3) 農業調整法に基づく調査、(4) 貿易調整支援、(5) 国家の安全保障擁護対策、(6) 諸外国による貿易協定に基づくアメリカの権利の否定、である<sup>3)</sup>。そしてこのうちの(1)に対する救済措置についての規定が、本稿が扱う337条である。

上記の3つの古典的な貿易救済措置と比較すると、337条は、発動の有無を決定する調査方法に加えて、それが提供する救済措置の内容も、とてもユニークである。なぜ337条は、アメリカ貿易救済措置の中で異彩を放つ存在となったのか。それを理解するために、次に337条が歴史的にどのような発展を遂げて現在の形となったのかを確認する。

## Ⅱ. 337条の歴史の変遷

337条の前身は、第一次世界大戦終了後にヨーロッパ諸国の復興を意識して、高率な関税率を設

定した1922年フォードニー＝マッカンバー関税法(以下「1922年関税法」とする)第316条(以下「316条」とする)である。表1は、337条の歴史の変遷をまとめたものである。以降参照されたい。

316条誕生のきっかけは、議会からの要請で、当時は「合衆国関税委員会」(United States Tariff Commission)と呼ばれていたITCが、1919年に下院歳入委員会(the House of Ways and Means Committee)に提出したレポートである。146件の不公正な競争行為(知的財産権侵害が関わるものは、このうちの6件であった)を報告したこのレポートを受けて、外国による不公正な競争行為は、1916年に制定されたアンチ・ダンピング法とは別の法律で規制する必要があると議会が考えるようになったことから、議会は1922年に316条を制定した。

316条は、非常に幅広い不公正な輸入競争に対する貿易救済措置となるように制定された。316条がアメリカへの貨物の輸入において不公正な競争方法および不公正行為と位置づけるのは、「(その不公正行為等が) 効率的かつ経済的に運営され

表1：337条の歴史の変遷

1916年関税法	ITCの前身である米関税委員会(U.S. Tariff Commission) 発足。
1922年関税法	337条の前身である316条が誕生。 ※「効率的かつ経済的に運営されている米国の産業を破壊したり、実質的に損害を与えたり、米国における商取引を保持または独占する」行為・競争を不公正な競争方法および不公正行為と位置づけるも、知的財産権については言及なし。 ※救済措置として不公正慣行を相殺するための関税の付加と排除命令を規定するも、ITCの権限は、調査をし、大統領に排除命令を出すことを勧告すること、および追加関税付加をアドバイスすることに留まっていた。
1930年関税法	316条の代わりとして337条が誕生。 ※現行のように知的財産権を侵害する貨物についての規定を導入。 ※救済措置から関税措置を除外し、排除命令だけを採用。

1) 経済産業省(2015)。

2) Aranoff(2010), p.4.

3) ITC (no date<sup>①</sup>), p.1.

1974年通商法	<ul style="list-style-type: none"> <li>①337条手続きに「行政手続き法」が導入。</li> <li>②米国関税委員会から現行のITCへと名称変更。</li> <li>③ITCに救済措置発動の権限を付与。</li> <li>④調査機関のタイムラインを設定、調査開始から通常案件は1年以内、複雑案件でも1年半以内に調査は終了することに。</li> <li>⑤排除命令だけであった救済措置に停止命令を追加。</li> </ul>
1979年通商法	救済措置の1つの停止命令に違反した場合の規定(f)(2)が導入され、違反した場合には、民事制裁金を支払わなくてはならない旨を規定。
1988年通商法	<ul style="list-style-type: none"> <li>①特許権、商標権、著作権、半導体回路配置に関して、損害要件は不要とされた。</li> <li>②暫定措置発動までの期間を、調査開始から90日（複雑案件は60日延長可能）へと短縮。</li> </ul>
1994年通商法	<ul style="list-style-type: none"> <li>①タイムラインの削除。</li> <li>②Target Dates の設定。</li> </ul>

出典：以下の文献より筆者が作成。(経済企画庁(1988)・Aranoff(2010), pp10-11.Saxon and Newhouse(1986), p.48. Simms, J.S.(1982), p.240.)

ている米国の産業を破壊したり、実質的に損害を与えたり、米国における商取引を保持または独占したりする場合」である。そして注目すべき点は、316条では、知的財産権を侵害する貨物に関しては全く言及していないことである。しかしこれは単に当時の議会が、未だに知的財産権を侵害する輸入品からの救済措置の提供について関心を持っていなかったことの現れであると考えられている<sup>4)</sup>。

そして万一当時のITCがこうした不正行為等を見いだした場合、大統領に対して、その行為等を行う輸入貨物を排除することを勧告するか、あるいは、その不正行為等を相殺するための関税(当該貨物の価額の10~15%)の付加を助言することを316条では規定している<sup>5)</sup>。すなわち316条は、当時のITCに対しては、未だに自らが排除命令を出す権限を与えてはいなかった。

その後当時のITCは、W.C. ホーレー議員より316条の運営に関して困難な点について報告するよう頼まれた。そこで当時のITCは、ホーレー議員へのレポートの中で、316条は、国内の特許権保有者たちにとって、彼らの権利を、特許侵害の貨物の輸入や販売から守るために利用できる唯一の法律であることを指摘した。加えて当時のITCは、316条を特許権侵害に対する救済措置として理想的なものとするためには、追加関税の付加よりも、特許侵害貨物の排除をする方がより有効であることも指摘した。

こうした指摘を受けて、316条は1930年関税法(いわゆる「スムート・ホーレー関税法」)に337条として導入され、現行のように、知的財産権を侵害する貨物についての規定が導入されるに至った。さらに337条では、追加関税付加をなくし、排除命令だけを救済措置として採用した<sup>6)</sup>。

この337条では、調査を行い損害の有無を判断する役割をするのはITCであるとされた。しかしその一方で、当時のセーフガードやアンチ・ダンピングの調査では、こうした役割はITCには与えられてはおらず、それが与えられたのは1940年代から1950年代にかけてのことであった。このため、337条は現在のアメリカの貿易救済措置形成過程において基本モデルとなったと考えられている<sup>7)</sup>。

316条もあまり利用されなかったが、337条もその後殆ど利用されなかった<sup>8)</sup>。しかしそうした状況に大きな変化をもたらしたのが、337条に修正を加えた1974年通商改革法(1974年通商法)である。この改正によって、337条は現行のように「行政手続き法」(Administrative Procedure Act)に従うこととなったが、これによって実際に調査を行うのは後述の行政法判事となり、ITCは、その判事の出す仮決定を再審理する役割を担う形で調査権限を担うこととなった。また、この改正によって、従来までは大統領に与えられていた排除

4) Aranoff, op. cit., pp.3-5.  
5) Simms, (1982), p.241.

6) Aranoff, op.cit., pp.6-7.  
7) Ibid.  
8) 通商関係法研究会(1990), p.415.

命令を出す権限が、ITCに与えられた<sup>9)</sup>。さらに従来までは排除命令のみであった救済措置に、停止命令が加えられた<sup>10)</sup>。

1974年通商法の次に337条に改正を加えたのが1979年通商改革法（1979年通商法）である。ここでの改正によって、停止命令に違反した場合には連邦地方裁判所に民事制裁金を支払わなければならないことが規定された。さらに1979年通商法は、連邦地方裁判所に対して、ITCの求める最終決定、すなわち救済措置に対して強制差止を発動する権限を与えた<sup>11)</sup>。

1979年通商法の次に337条を改正したのが、1988年包括通商・競争力法（以下「1988年通商法」とする）による改正であるが、同法は337条の発動要件を大幅に緩和した。具体的には、2つの違法認定要件（不正な行為と損害）のうち、特許権、商標権、著作権、半導体回路配置に関して、損害要件は不要とし、国内産業に損害がなくても、ITCが排除命令等を出すことができるようになった。また、調査開始から暫定措置発動までの期間を、従来の7ヶ月から90日（複雑案件は60日の延長可）へと大幅に短縮した<sup>12)</sup>。

そしてこの次の改正が1994年ウルグアイ・ラウ

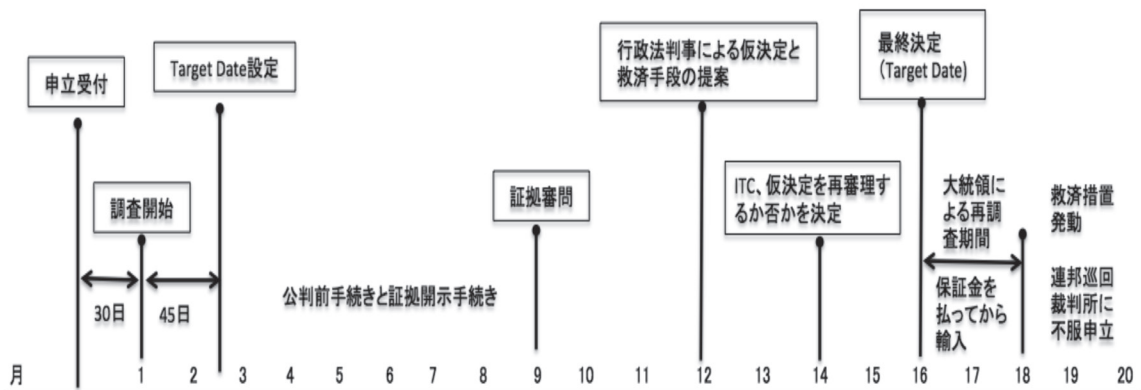
ンド協定法（以下「1994年通商法」とする）であり、ここでは1974年通商法で導入された調査手続きのタイムラインが削除された一方で、後述するTarget Dateが導入された<sup>13)</sup>。

2013年6月24日、ITCは調査の短期化を目指すためのパイロットプログラム（Pilot Program）を導入した。このプログラムの導入によって、申立時にITCにより同プログラムの対象案件であると判断された場合、行政法判事は、スケジュールを設定し、調査の各段階でタイムラインを設定することによって、調査開始から100日以内に仮決定を出さなければならない。

パイロットプログラムは、2015年5月11日付けの調査で3回目の適用が行われたが、これが本格的に導入されるか否かは未だ不明であるため、今後の動きを注目する必要がある<sup>14)</sup>。

現在の337条調査の一般的な流れは表2を参照されたい。

表2：一般的な337条発動までの流れ



出典：Cadwalader, Wickersham & Taft LLP (no date) .

9) Aranoff,op.cit.,pp.9.

10) Saxon and Newhouse (1986) ,p.47.

11) Ibid, p.48.

12) 経済企画庁 (1988).

13) 福島 (2005) , p.130.

14) 経済産業省 (2017),p.85. ITC(2013). Busy and Smith(2013).

### Ⅲ. 337条の概要

#### 1. 調査の対象

337条は、「輸入貿易における不公正慣行」(unfair practices in import trade)からの救済措置についての規定であり、具体的には、ITCに対して、米国への輸入における不公正慣行により米国の産業に損害が生じる恐れのあるときに、調査を行った上で、輸入品の排除、不公正慣行の差し止めを命じる権限を与えるものである。

337条は、知的財産権が関わらない物品 (other than articles relating to certain intellectual property rights) と、知的財産権が関わる物品のそれぞれに関して「違法」(unlawful) と位置づける行為を規定している。知的財産権が関わらない物品に関しては、(1) 米国における産業を破壊し、または実質的に損害を与え、(2) その産業の確立を阻害し、(3) 米国における貿易および通商を制限または独占する恐れがあるか、あるいはそのような効果を持つ製品の輸入または販売における不公正な競争方法および不公正な行為を違法としている。

そして知的財産権が関わる物品については、(1) 有効かつ強制力を有するアメリカの特許もしくは登録された著作権を侵害し、またはそのような米国特許の範囲内の方法により、制作、生産、加工もしくは採掘された物品、(2) 有効かつ強制力を有する米国の登録商標を侵害する物品、(3) 半導体チップ製品の登録されたマスクマークを侵害し、または保護されている意匠の排他的権利を侵害する物品、の輸入または販売を違法としている。

このように、337条は、知的財産権が関わらない輸入品と知的財産権が関わる輸入品の両方による不公正慣行からの救済措置についての規定であるが、しかし実際には、337条に基づく救済申し立ての殆どは、特許権侵害やトレードマーク侵害といった知的財産権が関わる輸入に対するものとなっている。そして上記のような知的財産権が関わる輸入品からの救済措置を求める場合、

申立人は「国内産業要件」(domestic industry requirement) を満たすことが必要となる。「国内産業要件」を満たすとは、アメリカ国内に当該337条の申立において知的財産権違反とするその知的財産権を利用する産業が存在すること、またはそのような産業が確立されつつあることを申立人が証明すること<sup>15)</sup>、である。

「国内産業要件」は、技術的要件と経済的要件の2つがある。技術的要件を満たすためには、当該337条調査の対象となる知的財産権を利用する国内産業がアメリカに存在することを立証することが必要となる。そして経済的要件を満たすためには、(A) 工場および設備に対する相当な投資、(B) 相当な労働力の雇用又は相当な資本の投入、(C) 特許による保護対象品の活用に対する実質的な投資(設計、研究開発およびライセンス活動を含む)のうちの1つを満たす必要がある<sup>16)</sup>

その一方で知的財産権が関わらない輸入品に関しては、産業が当該輸入品によって損害を受けたことということを立証する必要があるが、前述の1988年通商法による改正によって、知的財産権が関わる輸入品の場合には、それを立証する必要はなくなった<sup>17)</sup>。

337条が貿易救済法として最もユニークな点は、行政手続き法の規定に従うという点である。このためその他の貿易救済措置の調査には加わらない存在が、337条調査には参加する。

#### 2. 337条調査に関わる5つの存在

337条調査手続きには、ITC以外に次の4つの存在が関わる(表3を参照のこと)。すなわち、337条の違反申し立てを行う申立人、337条違反の疑いのある被申立人、行政法判事、そして調査法務官である。

独立の準司法機関であるITCの委員は、大統領によって任命され、上院によって助言・承認され

15) ITC (2014), p.20.

16) 鈴木 (2011) pp.64-65. ITC Trial Lawyer Association (2012), p.2.

17) Committee on Ways and Means U.S. House of Representatives (2010), p.135.

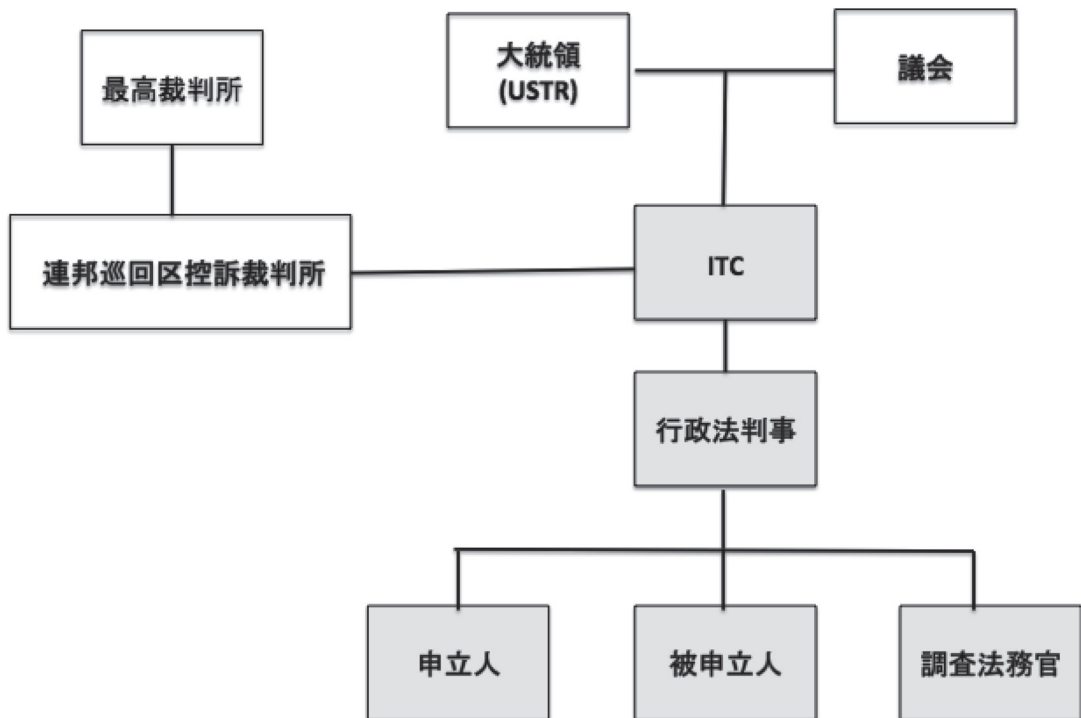
た6名で構成される。任期は9年であるが、5年以上委員を務めた者は、再任され得ない。6名の委員のうち、3名以上が同じ政党から選ばれてはならず、可能な限り、委員の任命の際には異なる政党から選ぶこととされている<sup>18)</sup>。

そしてITC内には、行政法判事 (Administrative Law Judge: ALJ) が所属する行政法判事事務所 (Office of Administrative Law Judge)がある。行政法判事事務所の役割は、337条調査手続きを統括し、調査案件を解決する決定を下すことであり<sup>19)</sup>、換言すると、ここに所属する行政法判事たちは、知的財産権関連の訴訟のエキスパートであると言える。337条調査が開始されると、最高行政法判事 (Chief Administrative Law Judge) によってその調査を担当する行政法判事が任命される。任命された行政法判事は、申立人およ

び被申立人の提出する証拠に基づき、337条違反の有無を判断し、後述の「仮決定」 (Initial Determination) を下す<sup>20)</sup>。

また調査法務官 (Investigative Attorney) とは、ITC内のスタッフ弁護士であり、調査が開始されると、ITCが、ITC内の「米国不公正輸入調査局」 (Commissions' Office of Unfair Import Investigations : QUII) から選出する。調査法務官は、当事者として審理に参加するが、その主要な役割は、すべての問題が完全に調査され、完全な事実および法的記録が明らかにされたことを保証することによって、公共の利益を守ることである<sup>21)</sup>。

表3：337条手続きの関係者



出典：Zhu, Loh, Liu and Piotrowski (2015) , p.5.

18) Committee on Ways and Means U.S. House of Representatives (2013) p.1061.

19) Charneski (2009) , pp.216-217.

20) ITC (no date②).

21) ITC (2009) , p.2.

### 3. 337条とアンチ・ダンピング法、相殺関税措置法との関係

337条違反として調査の対象となるものが、アンチ・ダンピング法または相殺関税法の領域内のものであるとITCが信じるに足る理由がある場合には、ITCは当該337条調査を開始してはならず、すでに開始していた場合には、終了させなければならない。もしその対象が、部分的に337条違反である一方で、またある部分ではアンチ・ダンピング法や相殺関税法違反である場合には、ITCは337条調査を開始または継続することができる。

337条、アンチ・ダンピング法、そして相殺関税法は、いずれも外国の不正貿易慣行による救済措置についての規定であるが、この規定は、不正貿易慣行に関する法律の執行の重複および抵触を避けるためのものである<sup>22)</sup>。

### 4. 手続き

#### (1) 調査開始まで

337条に基づく調査手続きにおいて、調査を行う責任を有するのはITCである。調査の結果、違反を認定した場合、救済措置の発動を決定するが、上述のように337条は「行政手続き法」の規定に従うため、ここでのITCの調査および決定は、公告(Publication of Notice)および聴聞会(Hearing)の後に、記録に基づいて行われなければならない。

また337条の調査は、「行政手続き法」に加えて、「連邦民事訴訟規則」(Federal Rules of Civil Procedure)に多くの点で類似した「委員会規則」(Commission's Rules of Procedures)に従う。そしてこれらの規則に加えて、行政法判事が出す調査の実施に関する基本原則(Ground Rules)にも従う必要がある。この「基本原則」については、後述する。

337条調査の発端は、通常は私人である当事者からの申立であるが、ITCの判断に基づいて自主的に調査が開始されることもある<sup>23)</sup>。さらに337

条に関しては、アメリカの企業・企業団体等だけでなく、アメリカ内で事業を展開し、アメリカ国内に事業所を置く企業であれば、この337条調査を求めてITCに提訴することができる<sup>24)</sup>。すなわちアメリカに事業所があり、アメリカで事業を展開する日本企業も337条を申立人として利用することができる。

なお、アメリカの特許保有者は、ITCへの提訴と並行して連邦地方裁判所に提訴することもできる。ただし同じ理由で両方に訴えられた被申立人は、ITCの決定が最終的なものとなるまで、連邦地方裁判所での手続きを停止してもらうことができる<sup>25)</sup>。

申立の際、規定の書類一式を申立書としてITCに提出すると、上述のITC内の「米国不公正輸入調査局」が事前調査を行い申立が委員会規則に従っているかを判断し、当該申立の調査を開始するか否かについてITCに勧告を行う。この勧告によっては、申立書類等に関して、補足や修正が求められる場合もある。この事前調査には通常30日程度かかり、万一その申立が暫定的救済措置の申立を含む場合には、35日ほどかかる<sup>26)</sup>。ITCは、その後調査を行うか否か、または暫定的救済措置が求められている場合には、それを認めるか否かについて投票を行う<sup>27)</sup>。

そして調査開始が決定されると、Federal Registerの中で「調査の通知」(Notice of Investigation)が発布される<sup>28)</sup>。

#### (2) 仮決定まで

調査開始が決定されると、本調査に関わる行政

(2010) .op.cit.p.136.

24) Atkins and Pan (2010) pp.7-11.

25) Committee on Ways and Means U.S. House of Representatives (2013) , op.cit.p.137.

26) ITC (2009) , op.cit.pp.15-16. 暫定的救済措置発動についての決定は、ITCがその措置を含む申立を受けてから90日以内(複雑案件の場合でも150日以内)に行うこととされている。(Ibid.p.21.)

27) Atkins and Pan, op.cit.p.4.

28) Charneski, op.cit., p.218. 万一、ITCが調査の開始をしないと決定した場合には、申立人側にITCより書面が届くが、ITCが調査を開始しないと決定するのは稀である。(ITC (2009) , op.cit. p.16)

22) 福島, op.cit.,p.129.

23) Committee on Ways and Means U.S. House of Representative

法判事が任命される。この任命は、上述の「調査の通知」が發布される日と同じであることが一般的である<sup>29)</sup>。

任命された行政法判事が最初に出すのが、「秘密保持令」(Protective Order)である。これは当該337条調査に関わる全ての弁護士やそのスタッフ、および専門家として証言する人たちに対して、企業秘密情報(Confidential Business Information)を明かさなことを確約させるためのものである<sup>30)</sup>。すなわち337条調査では、例外を除いては、それを提出した者・企業等の合意なしには企業秘密情報を開示することはなく、それが開示されるのは、当該調査に直接関わる政府役人等のごく一部に限っている<sup>31)</sup>。

次に行政法判事が出すのが、前述の「基本原則」である。この基本原則では、申立に対応するのに必要な時間、証拠書類に関して必要なコピーの数、翻訳者や通訳者の有無、申立の当事者たちと行政法判事との間で行う電話会議の手配など、詳細な手順が示される。更に行政法判事は、「秘密保持令」および「基本原則」を出すのと同じ時期に、「日程に関する命令」(Scheduling Order)を出し、調査終了までの具体的な日程も示す<sup>32)</sup>。

その後行政法判事は、Target Dateと呼ばれる最終決定を出す日にちを決める。この日にちは、「調査の通知」が發布されてから45日以内に決めなくてはならない<sup>33)</sup>。従来は、ITCには調査に関する厳格な期限を守ることが要求されていたが、1994年通商法による修正の結果、期限については「実務的に可能な限り早期に」(the earliest practicable time)調査を終了させることという規定となったが、調査をなるべく迅速に進めるために、上述のようなTarget Dateが設定されるよ

うになった<sup>34)</sup>。

そして行政法判事は、このTarget Dateの4ヶ月前までに「仮決定」(Initial Determination)を出さなければならない<sup>35)</sup>。この仮決定が出されるまでには、聴聞会(Hearing)が行われるが、ITCと行政法判事が、この聴聞会における主催者となる<sup>36)</sup>。

行政法判事による仮決定には、337条違反に関する判事の見解、事実認定、および法的結論が含まれるが、これには企業秘密情報が含まれるため、公には開示されない。しかし後日、企業秘密情報が編集された内容で仮決定がITCのホームページ上で公開される<sup>37)</sup>。そして仮決定は、再審理が行われない限りそのままITCの決定、つまり最終決定(Final Determination)となる。

### (3) 再審理申立て

この仮決定の内容に不服がある場合には、ITCに対して再審理の申立てをすることができる。すなわち、行政法判事による仮決定が①重大な事実に関して明らかに誤った認定を含む場合、②誤った法的結論を含む場合、委員会の規定に影響を与える場合、である。またITCが職権に基づいて再審査を決定することもできる。もしITCが再審査をした場合、その再審理の対象となった部分を削

34) 福島, op.cit., p.130. Committee on Ways and Means U.S. House of Representatives (2010), op.cit., p.136.

35) ITC (2009), op.cit., p.20.

36) 行政手続法に基づき、行政法判事等の聴聞の主宰者は、行政機関であるITCが制定した規則に従い、その機関の権限の範囲内において、以下の行為を行う。それは、(1) 宣誓と確約をさせること、(2) サブピナ(subpoena)を発すること、(3) 証拠の申立てについて決定し、関連する証拠を受理すること、(4) 正義の目的に資する場合に供述録取書(deposition)を作成し、または作成させること、(5) 聴聞の進行を制御すること、(6) 和解または争点整理のための協議を当事者の合意により、または代替的な紛争解決手段(=行政紛争解決法<Administrative Dispute Resolution Act>の制度)の利用により開催すること、(7) 当事者に1ないし複数の代表的な紛争解決手段が利用可能であることの情報を提供し、その方法を用いることを促進すること、(8) 争点の解決に関する交渉を行う権限を有する当事者の少なくとも一方に対して代替的な紛争解決の協議への参加を要求すること、(9) 手続上の申立てその他類する申立てを処理すること、(10) セクション557に従って決定または勧告的決定を行うこと、(11) 機関が制定した本節に関連する規則で認められたその他の行為を行うこと、である。(総務省(2012) p.2)

37) ITC (2009), op.cit., p.20-21.

29) Charneski, op.cit., p.219.

30) Ibid., p.221.

31) ITC (2014), op.cit., p.20.

32) Charneski, op. cit., pp.221-222.

33) Target Dateは、遅くとも「調査の通知」の發布から16ヶ月以内としなければならない。この日にちがどれくらいの長さで設定されるのかを決める要因には、申立案件に関する知的財産権の数やその複雑さ、申立人や被申立人の数等の他に、裁判をする場所の都合を挙げることができる。(Charneski, op.cit., p.219.)



除または変更した上で、最終決定となる<sup>38)</sup>。

#### (4) 救済措置

連邦地方裁判所での救済措置とは異なり、337条違反の救済措置として損害賠償を受けることはできないが、ITCは救済措置として国境措置を提供する。このITCによる救済措置は大きく2種類に分けることができる。すなわち、①排除命令(Exclusion Order)と、②停止命令(Cease and Desist Order)である。

①とは、米国税関・国境警備局(U.S. Customs and Border Protection)に対して、337条違反と認定された物品のアメリカへの入国を排除するよう命令するものであり、この命令は、2つの種類に区別される。すなわち、限定的排除命令(Limited Exclusion Order)と一般的排除命令(General Exclusion Order)である。限定的排除命令は、申立人によって指示された、特定の外国企業または外国企業グループにより製造された物品だけの輸入を禁止するものであるのに対して、一般的排除命令は、生産者の別を問わず侵害物品の輸入を禁止するものである<sup>39)</sup>。このように一般的排除命令は、被申立人以外のアメリカへの輸入にも大きな影響を及ぼすものであるため、ITCが一般的排除命令を発布できるのは、(ア)迂回防止のために必要である場合、および(イ)違反類型があり、侵害物品の出所特定が困難な場合<sup>40)</sup>、に限られている。

万一、ITCの決定に違反して排除命令の対象となっている物品をアメリカに輸入しようとした場合、その物品は没収される<sup>41)</sup>。

②とは、ITCが被申立人に対して、当該337条違反とされた物品の製造、輸入、販売、あるいは販売の申し出の中止を命じるものである。停止命令に違反した場合には、一日に10万ドル、またはその停止命令を受けている貨物が輸入されたり販

売されたそれぞれの日の国内価格の2倍の金額のうち、いずれか大きい価格を限度とする民事制裁金を払わなくてはならない<sup>42)</sup>。

なお、①②の両方に関して、ITCが337条違反があると信じる場合には、暫定措置を発動することができる。申立人が暫定措置の発動を求める場合には、ITCは調査開始から90日以内(複雑案件の場合は150日以内)にその発動するか否かを決定しなければならない。暫定的排除命令発動の場合、当該337条調査の対象貨物がアメリカに入国する際には、通関にて保証金を支払う必要がある。またITCは、申立者に保証金を払うことを要求する可能性があるが、調査の結果、被申立人が337条違反をしていないとITCが決定すると、保証金は没収されて被申立人のものとなる<sup>43)</sup>。

#### (5) 大統領判断

ITCが違反なしという決定を下した場合、それが発行された時点で最終決定となるが、もしITCが救済措置発動の決定をした場合には、大統領によってその決定を否認されることがありうる。なぜなら337条手続きでは、ITCの決定通知を受理後60日以内に、大統領は「政策上の理由」を以て、ITCの決定に拒否権(Veto)を発動することができる<sup>44)</sup>。このように大統領がITCの決定について判断する期間のことは、「大統領による再調査期間」(Presidential Review Period)と呼ばれる<sup>45)</sup>。そしてこの期間中は、USTR(United States Trade Representative:米通商代表)が337条に関して行政的な責任を負う<sup>46)</sup>。

またこの期間、排除命令の対象となる貨物は、ITCが決定した価額の保証金を米国税関・国境警備局に支払えば、アメリカ国内に入れる場合があり、また停止命令の対象となった活動も、ITCに保証金を支払えば行うことができる場合もある。

38) Ibid., p.23.

39) 19 U.S.C. § 1337(d)(1). ITC (2009) , op.cit., p.24.

40) 19 U.S.C. § 1337(d)(2).

41) 19 U.S.C. § 1337(i).

42) 19 U.S.C. § 1337(f).

43) 19 U.S.C. § 1337(e)(f). Committee on Ways and Means U.S. House of Representatives (2010) , 137.

44) ただし大統領が否認することは非常に稀である。(ITC (2009) , op.cit., p.25.)

45) Ibid., p.25.

46) Schaumburg (2011) , p.188.

もし大統領が60日以内に否認しなかった場合、排除又は停止命令の対象貨物のアメリカの輸入はできなくなる一方で、保証金は自動的に失効し、ITCの救済措置発動命令に効力が発効する<sup>47)</sup>。

なお、これまでに大統領が拒否権を発動することはきわめて稀であり、数十年に一回の割合ではない<sup>48)</sup>。最後に拒否権を発動したのは、オバマ元大統領である。それは2011年にアップル社のスマートフォン等の製品がサムソン社の特許を侵害しているとして、ITCが337条に基づきアップル社の同製品に対して排除命令と停止命令を出したことに對して拒否権を発動したものである<sup>49)</sup>。

#### (6) 不服申立

ITCの決定によって悪影響を受ける全ての当事者は、合衆国連邦巡回区控訴裁判所 (United States Court of Appeals for the Federal Circuit) にその決定について控訴することができる。この控訴は、ITCの決定が最終的なものとなる日から60日以内に行わなくてはならない。ITCの最終決定で勝利した当事者は、ITCの決定を弁護するために控訴に介入することができる<sup>50)</sup>。

## まとめ

337条は、1922年関税法316条として誕生した。316条は、特に知的財産権を侵害する輸入品からの救済措置の提供を意図するものではなく、幅広い外国の不正な競争から輸入品を救済するための措置提供を目的として制定された。その後316条は、1930年関税法制定時に337条となったが、この時以降、337条は知的財産権を侵害する輸入品からの救済措置の提供が一番の役割として認識されるようになった。そしてこの時以降、337条

は改正の度に知的財産権を侵害する輸入品からの救済措置としての精度を高めてゆくこととなったが、中でもその精度を格段に高めた一方で、337条をしてその他の古典的な貿易救済措置と比較してユニークなものとしているのが、1974年通商法で行政手続き法に従うことが規定された点である。これによって337条調査は、知的財産権が絡む訴訟の専門家とも言える行政法判事が実際の調査を行うこととなり、ITCは調査の最前線から身を引き、行政法判事の出す仮調査を再審理するという形で調査に関わることとなった。ITCが調査に関わる貿易救済措置の中で、行政法判事が調査過程に参加するのは、337条だけである。

また、一定の要件を満たせば、外国の企業等も337条を申立人として利用できるという点も、その他の古典的な貿易救済措置では見られない点である。

さらに337条が提供する救済措置も独特である。いずれも損害賠償ではなく国境措置を提供するという意味では同じであるが、古典的な貿易救済措置が損害を相殺するための追加関税の付加（セーフガードは追加関税の付加以外の措置もあり）であるのに対して、337条は、排除命令や停止命令という事実上の「アメリカへの輸入禁止」という極めて強力な効果を発する救済措置を提供する。しかも一般的排除命令の場合、特定の企業からのアメリカへの輸入禁止には留まらず、生産者の別を問わず侵害物品の輸入が禁止となる。このような強力な救済措置が用意されたのは、関税措置は知的財産権を侵害する輸入品からの救済措置には適さない、という考え方に基づくものである。

現在、アメリカではパイロットプログラムの導入が検討されている。これが導入されると、調査期間が短縮化されるだけでなく、337条手続きで関係者が負担するコストも削減されることにつながるという。今後の動きに注目したい。

## 一日本語文献一

・経済企画庁 (1988), 『世界経済白書』, 本編, 第3章第6節, 第3-6-1表, Retrieved on December

47) 19 U.S.C. § 1337(j).

48) これまでに大統領が拒否権を発動した事例は6件に留まる。最初に拒否権を発動したのがカーター前大統領であり、これに続く4件がレーガン前大統領であり、最後の1件がオバマ前大統領である。(Sidak (2016), p.141.)

49) 日本関税協会 (2013).

50) ITC (2009), op.cit., p.26.

2, 2017 from <http://www5.cao.go.jp/keizai3/sekaikeizaiwp/wp-we88-1/wp-we88bun-3-6-1h-a.html>

- 経済産業省 (2017), 「2017年度版不公正貿易報告書」, Retrieved on December 21, 2017 from [http://www.meti.go.jp/committee/summary/0004532/2017/pdf/01\\_02.pdf](http://www.meti.go.jp/committee/summary/0004532/2017/pdf/01_02.pdf)

- 経済産業省 (2015), 「貿易救済措置について～不公正な輸入でお困りの企業の方へ」, Retrieved on December 21, 2017 from [http://www.meti.go.jp/policy/external\\_economy/trade\\_control/boekikanri/download/trade-remedy/new-pamphlet.pdf](http://www.meti.go.jp/policy/external_economy/trade_control/boekikanri/download/trade-remedy/new-pamphlet.pdf)

- 鈴木信也 (2001), 「米国関税法337条における国内産業要件の現状とその考察」, *知財ジャーナル2001*, Retrieved on November 20, 2017 from <http://www.law.nihon-u.ac.jp/publication/pdf/chizai/4/06.pdf>

- 総務省 (2012), 「アメリカにおける行政救済法等に関する調査研究」 Retrieved on December 5, 2017 from [http://www.soumu.go.jp/main\\_content/000284232.pdf](http://www.soumu.go.jp/main_content/000284232.pdf)

- 通商関係法研究会 (1990), 『アメリカEC通商関係法実務必携 (改訂版)』 第一法規.

- 日本関税協会 (2013), “ITCの排除命令等に対し大統領が拒否権を発動 (USTR),” Retrieved on December 7, 2017 from [http://www.kanzei.or.jp/topic/international/2013/for20130812\\_1.htm](http://www.kanzei.or.jp/topic/international/2013/for20130812_1.htm)

- 福島栄一監訳 (2005) 『米国通商関連法概説』 ジェトロ.

#### —外国語文献—

- Aranoff, S.L. (2010), The U.S. International Trade Commission, Section 337, and Patents — Looking Back and Looking Forward,” Retrieved on November 12, 2017 from <https://www.law.berkeley.edu/files/Aranoff-ITC-Comments.pdf>

- Atkins, W.P. and Pan, J.P. (2010), “An Updated Primer on Procedures and Rules in 337 Investigations at the U.S. International Trade

Commission,” Retrieved on November 29, 2017 from <https://www.pillsburylaw.com/images/content/3/5/v2/3525/Section337Primer13111.pdf>

- Busy, G.B. and Smith, J.R. (2013), “ITC Rolls Out Pilot Program for Early Termination of Section 337 Investigations,” *Client Alert*, Morrison & Foerster, Retrieved on December 21, 2017 from <https://media2.mofo.com/documents/130702-itc-rolls-out-pilot-program.pdf>

- Charneski, C.C. (2009), “The Role of the Office of the Administrative Law Judges within the United States International Trade Commission,” *The John Marshall Review of Intellectual Property Law*, The John Marshall Law School, Retrieved on December 1, 2017 from <https://repository.jmls.edu/cgi/viewcontent.cgi?referer=https://www.google.co.jp/&httpsredir=1&article=1180&context=ripl>

- Committee on Ways and Means U.S. House of Representatives (2013), “Compilation of U.S. Trade Statutes, 2013 edition,” Retrieved on November 20, 2017 from [https://law.drupal.ku.edu/sites/law.drupal.ku.edu/files/docs/resources/library/IntlTradeLaw/Compilation%20of%20U.S.%20Trade%20Statutes%20\(January%202013%20Edition\).pdf](https://law.drupal.ku.edu/sites/law.drupal.ku.edu/files/docs/resources/library/IntlTradeLaw/Compilation%20of%20U.S.%20Trade%20Statutes%20(January%202013%20Edition).pdf)

- Committee on Ways and Means U.S. House of Representatives (2010), “Overview and Compilation of U.S. Trade Statutes, Part I of II,” 2010 edition, Retrieved on November 20, 2017 from <https://www.gpo.gov/fdsys/pkg/CPRT-111WPRT63130/pdf/CPRT-111WPRT63130.pdf>

- ITC (2014), “Summary of Statutory Provisions Related to Import Relief,” Retrieved on December 5, 2017 from <https://www.usitc.gov/publications/pub3865.pdf>

- ITC (2013), “Faster Investigation Resolution, Lower Litigation Costs Are Goals of USITC, Section 337 Pilot Program,” Retrieved on December 21, 2017 from <https://www.usitc.gov/>

press\_room/news\_release/2013/er0624ll1.htm

- ITC (2009) ,” Section 337 Investigations, Frequently Asked Questions,” Retrieved on December 1, 2017 from [https://www.usitc.gov/intellectual\\_property/documents/337\\_faqs.pdf](https://www.usitc.gov/intellectual_property/documents/337_faqs.pdf)

- ITC (no date<sup>①</sup>) , “Trade Remedy Laws,” Retrieved on December 12, 2017 from [https://www.usitc.gov/press\\_room/trao/trade\\_laws.htm](https://www.usitc.gov/press_room/trao/trade_laws.htm)

- ITC (no date<sup>②</sup>) , “Office of the Administrative Law Judges,” Retrieved on November 20, 2017 from <https://www.usitc.gov/glossary/term/office-administrative-law-judges>

- ITC Trial Lawyer Association (2012) , “FAQs,” Retrieved on November 23, 2017 from <http://www.itctla.org/resources/faqs#role>

- Saxon, J.D. and Newhouse, P.A. (1986) , Section 337 Jurisdiction and the Forgotten Remedy,” Retrieved on November 30, 2017 from <https://scholarship.law.campbell.edu/cgi/viewcontent.cgi?referer=https://www.google.co.jp/&httpsredir=1&article=1134&context=clr>

- Schaumberg, T. (2011) ,” A Lawyer's Guide to Section 337: Investigations Before the U.S. International Trade Commission,” American Bar Association.

- Sidak, J.G. (2016) , “International Trade Commission Exclusion Orders for the Infringement of Standard- Essential Patents,” Retrieved on December 11, 2017 from <http://www.lawschool.cornell.edu/research/JLPP/upload/Sidak-article-final.pdf>

- Simms, J.S. (1982) , Scope of Action against Unfair Import Trade Practices under Section 337 of the Tariff Act of 1930, “*Northwestern Journal of International Law & Business*,” Retrieved on November 30, 2017 from <https://scholarlycommons.law.northwestern.edu/cgi/viewcontent.cgi?referer=https://www.google.co.jp/&httpsredir=1&article=1119&context=njilb>

- Zhu, S., Loh, J., Liu, S.J., and Piotrowski, T.

(2015) , “ITC Litigation in the U.S.,” Retrieved on December 12, 2017 from <http://www.managingip.com/pdfs/IPSG15/ITCLitigation.pdf>